

議案第 62 号に反対の立場から討論します。

本議案は、裁判所の認定が事実と異なるとの判断から、控訴とするものです。

反対の理由を述べます。

- ① 2001 年（平成 13 年）の厚生労働省の補助事業として社会福祉法人日本保育協会が実施した調査結果では、乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防として 0 歳児は 5 分に 1 回の呼吸確認をすとしてしていること。
- ② 2009 年（平成 21 年）の家庭的保育研究会編集の家庭的保育基礎研修テキスト「家庭的保育の基本と実践」では、0 歳児の睡眠時チェックは 5 分から 10 分おきとしていること。
- ③ 事故当時、0 歳児の呼吸確認を 5 分ごとに行っていた市内の私立保育園があること。
- ④ 複数の保育者がいる保育所と異なり、1 人の保育者が保育を行う家庭的保育事業にあって、保育所と同じ方法を研修内容としたのは妥当ではないこと。2009 年（平成 21 年）に厚生労働省が発行した保育所保育指針解説書では、乳児保育に関わる注意事項として「特に、入所して間もないころの保育は複数の目による観察と注意が必要です。」としています。

以上のことから、当時 15 分間隔としたことは誤りであり、さらに、それを一人職場である家庭保育福祉員に指導研修していたことは、指導研修義務を果たしていたとは言えないとの判決の通りと考えます。

市が控訴せずに、当時の誤りを認めることが、現在市内で働く保育士の皆さんに安心して働いていただけることになると思うのです。常に、数ある情報の中から、子どもの最善の利益となるものを選ぶ姿勢を示していただきたいと思います。そのような保育ができることは、保育士の誇りでもあります。

保育所での集団保育も、家庭的保育も、それぞれ良いところがあります。いま力を注ぐべきは、控訴ではなく、横須賀市が、多様なニーズに対応できる多様な保育サービスを、それぞれの特性に合わせた環境整備でしっかりと行っていくことだと考えます。